

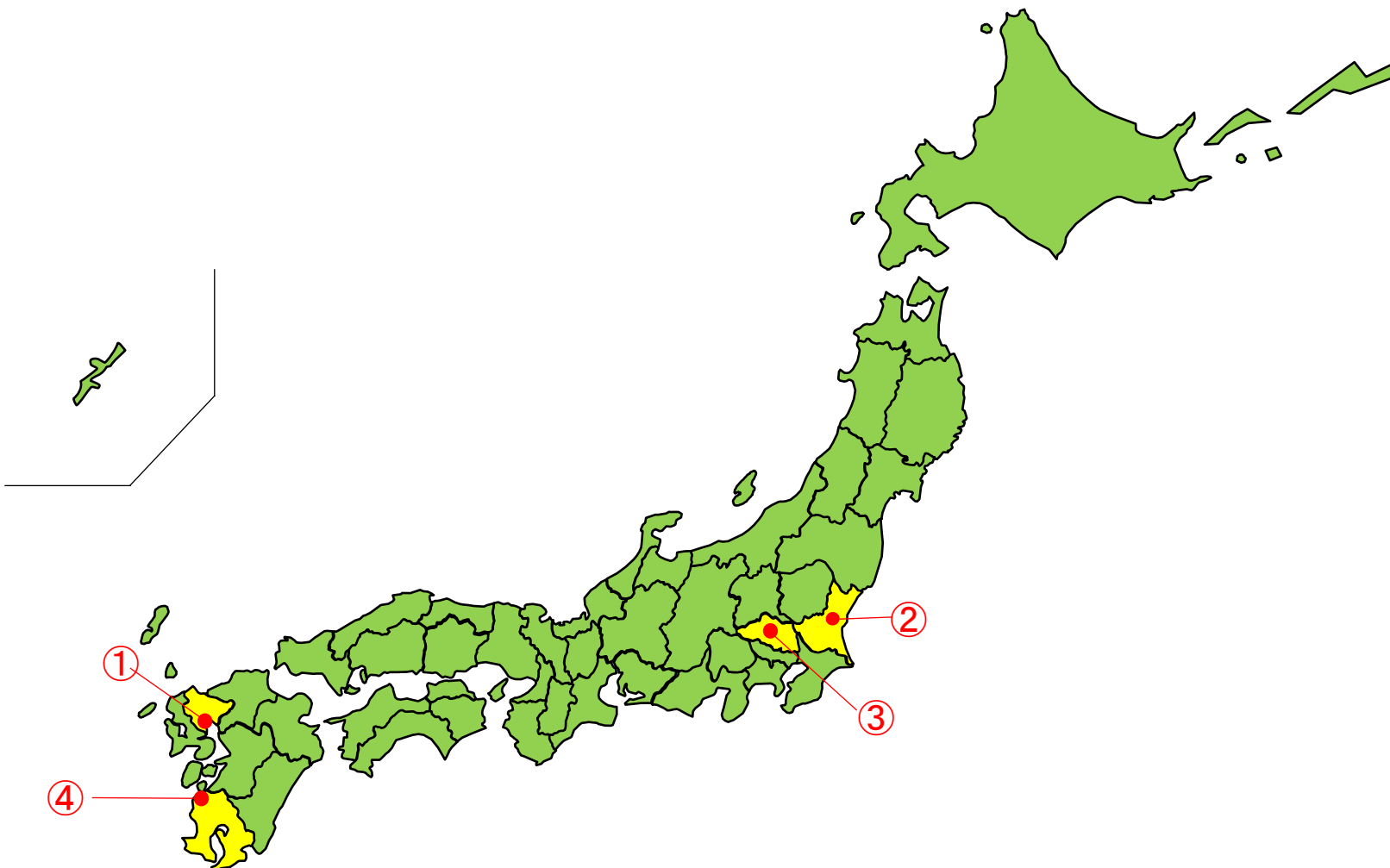
最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和5年12月

消費・安全局動物衛生課

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況①

- 今シーズンは、11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和5年12月9日0時00分時点で**4県4事例**発生し、**約18.0万羽**が殺処分の対象となっている。



高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況②

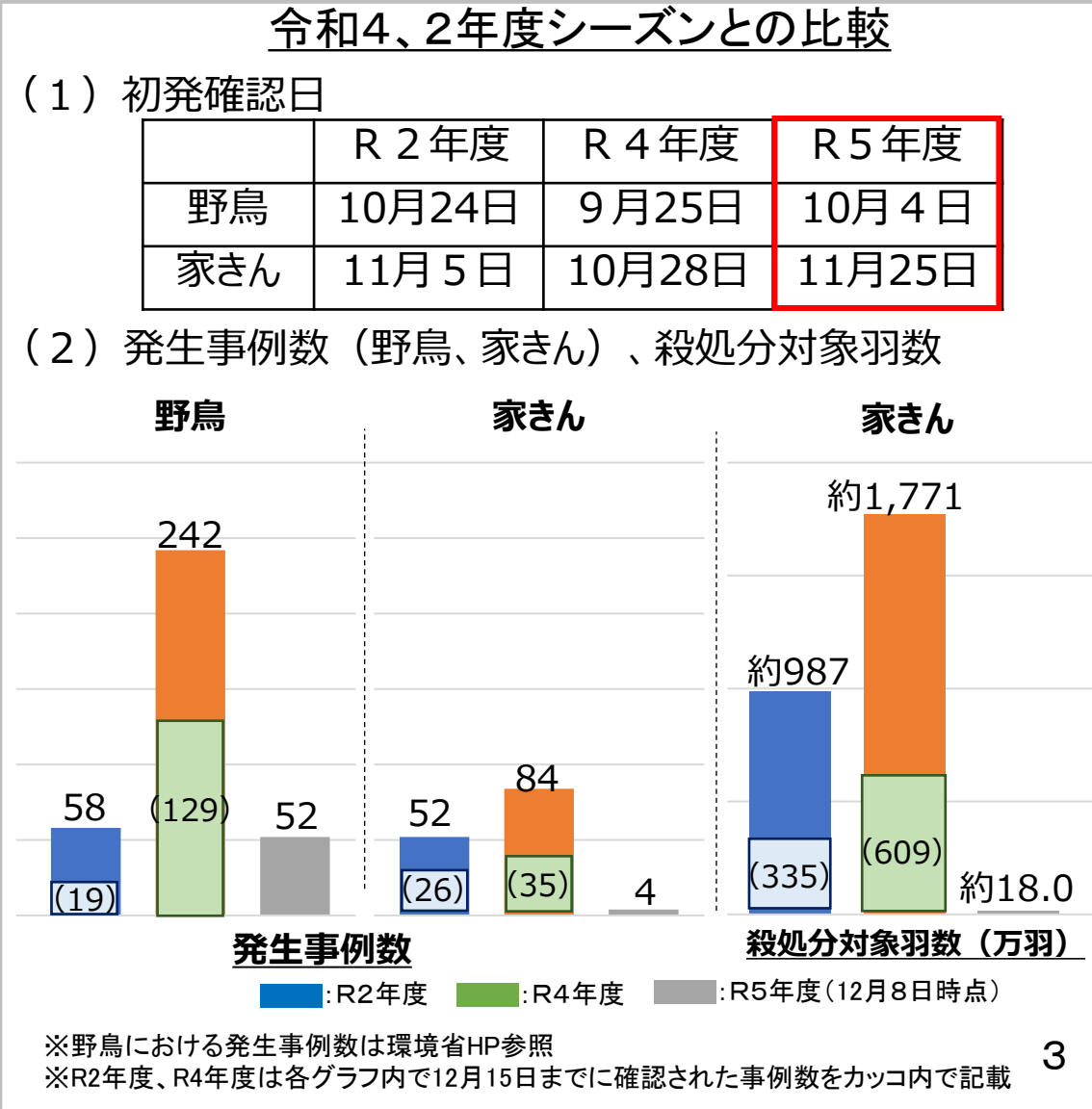
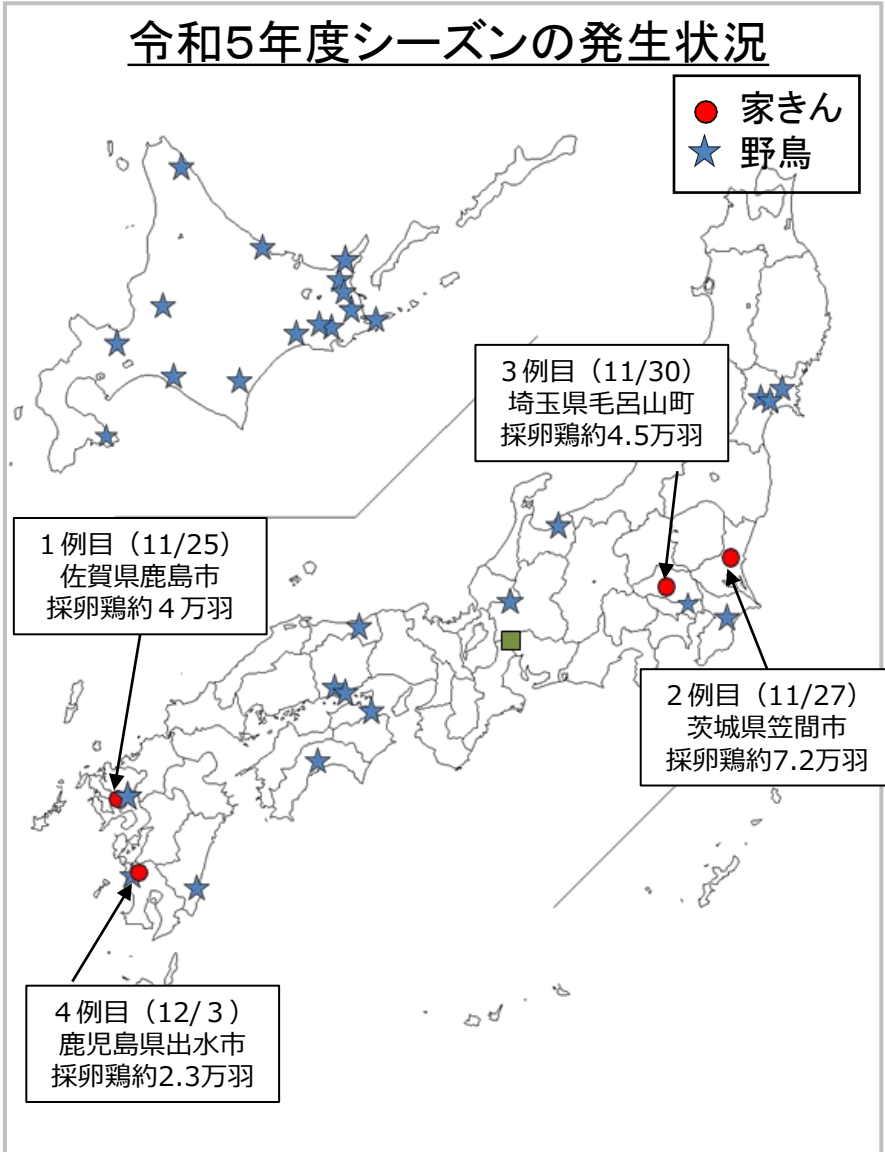
発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3	農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
						防疫措置（ 殺処分 、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
1	佐賀①	養鶏場 (佐賀県鹿島市)	令和 5 年 11月25日	約4.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼 い)	11月25日	11月25日 9 時00分	11月28日 17時50分	12月 9 日 0 時00分	
2	茨城①	養鶏場 (茨城県笠間市)	令和 5 年 11月27日	約7.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼 い)	11月27日 (持ち回 り)	11月27日 9 時00分	11月30日 15時30分		
3	埼玉①	養鶏場 (埼玉県毛呂山町)	令和 5 年 11月30日	約4.5万羽 (採卵鶏・ケージ飼 い)	11月30日 (持ち回 り)	11月30日 9 時00分	12月 2 日 14時30分		
4	鹿児島①	養鶏場 (鹿児島県出水市)	令和 5 年 12月 3 日	約2.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼 い)	12月 3 日 (持ち回 り)	12月 3 日 7 時00分	12月 4 日 17時00分		

※1 疑似患者と確認した日 ※2 飼養羽数は疑似患者確認時の羽数

※3 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。

2 令和5年度シーズンと過去シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 令和5年度シーズンは、令和4、令和2年度シーズンと比較すると、**家さんでの初事例日は遅かった**ところ。
- 野鳥での感染については、**10月4日に陽性を初確認**。野鳥における陽性確認件数は令和4年度シーズンよりも少ないものの、今後も続発も懸念されることから、農場敷地や鶏舎周辺の適切な消毒の徹底を始めとする、農場における発生予防対策などに取り組む。



令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果のポイント

〈注〉赤字は新たな知見・提言

発生事例から得られた知見	気を付けていただきたいこと＜提言＞
（１）重点対策期間 ○2022年は、9月下旬という早い時期に野鳥でウイルスを確認。 ○2014年以降の傾向から、家きんでの発生は12月又は1月がピーク。	➤ 渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には、農場での防疫体制を整備。 ➤ 11月～翌1月までは重点対策期間^(※)とし、ウイルス侵入防止を徹底。（※地域によっては、渡り鳥の飛来時期に応じて期間を設定）
（２）農場や家きん舎への侵入防止 ○衛生管理区域や家きん舎に立ち入る際、車両の消毒、専用衣服・靴の着用、手指消毒などをしていない事例あり。 ○衛生対策が十分実施されているという農場でも、消毒や更衣前後の動線交差や、鶏糞担当者・外来業者が消毒等を実施していない事例あり。 ○家きん舎の破損・隙間があっただけでなく、実際に、家きん舎内にスズメ、カラス、ネコ等が侵入していた事例あり。  ○農場内で陽性カラスが確認されており、農場がウイルスに汚染され、さらに、野鳥の糞などの粉じんや羽毛が入気口から取り込まれる可能性。	➤ 車両、人、物品の消毒や、更衣等の適切な実施を徹底。 ➤ 動線交差がないか再確認し、衛生管理区域や家きん舎に出入りする全ての従業員・外来業者で衛生対策を徹底。 ➤ 感染源となる野鳥・野生動物を近寄らせないように、農場内の整理・整頓^(※)や、堆肥舎・鶏糞搬出口への覆いの設置に加え、一見隙間がなさそうな家きん舎の侵入口の再点検。 （※こぼれ餌の片付け、枝の剪定など） ➤ 家きん舎の屋根や入気口での野鳥避けの設置とともに、フィルターや細霧装置などの入気口対策を検討。
（３）農場への侵入防止（地域を含めた対策） ○多くの発生農場の近くで、水鳥類が飛来する池などの水場を確認。 ○半径3km以内の複数農場で発生が確認された事例を多く確認。共同施設を利用している事例あり。	➤ 農場周辺の水場での水抜きや、忌避テープ等を設置し、野鳥・野生動物への安易な餌やりは控えること。 ➤ 農場や共同施設に出入りする際は、消毒を徹底。

農場の分割管理マニュアルの概要

1. 分割管理の考え方

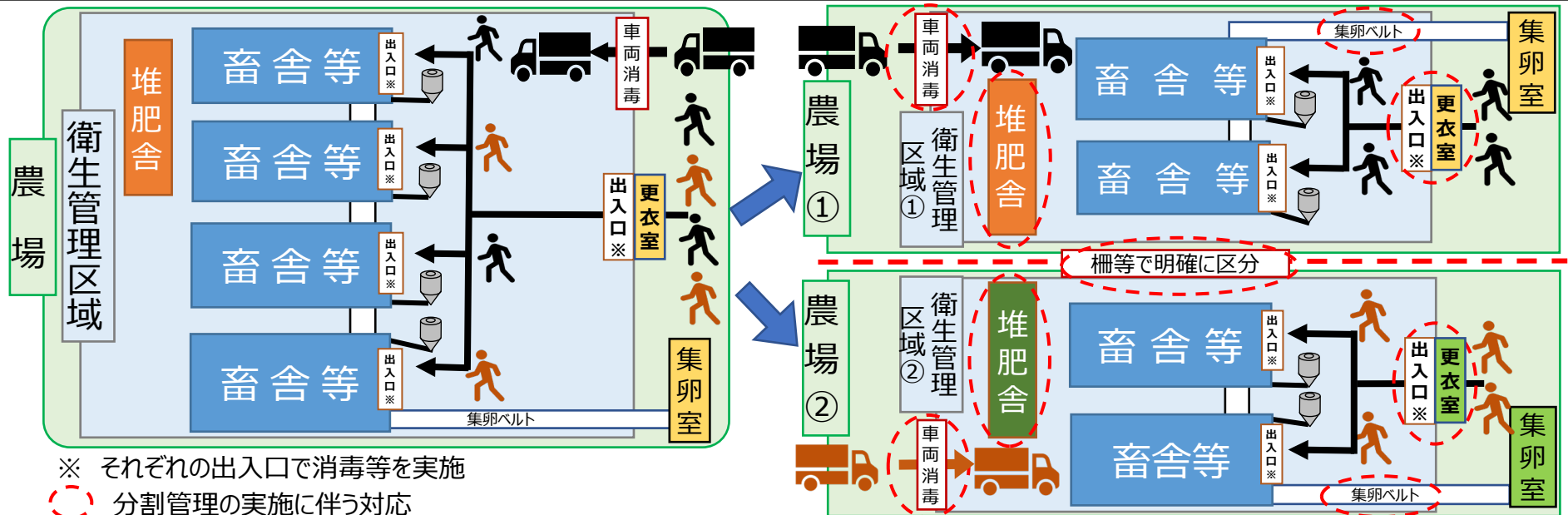
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに**、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、**定期報告（年1回）を実施**。

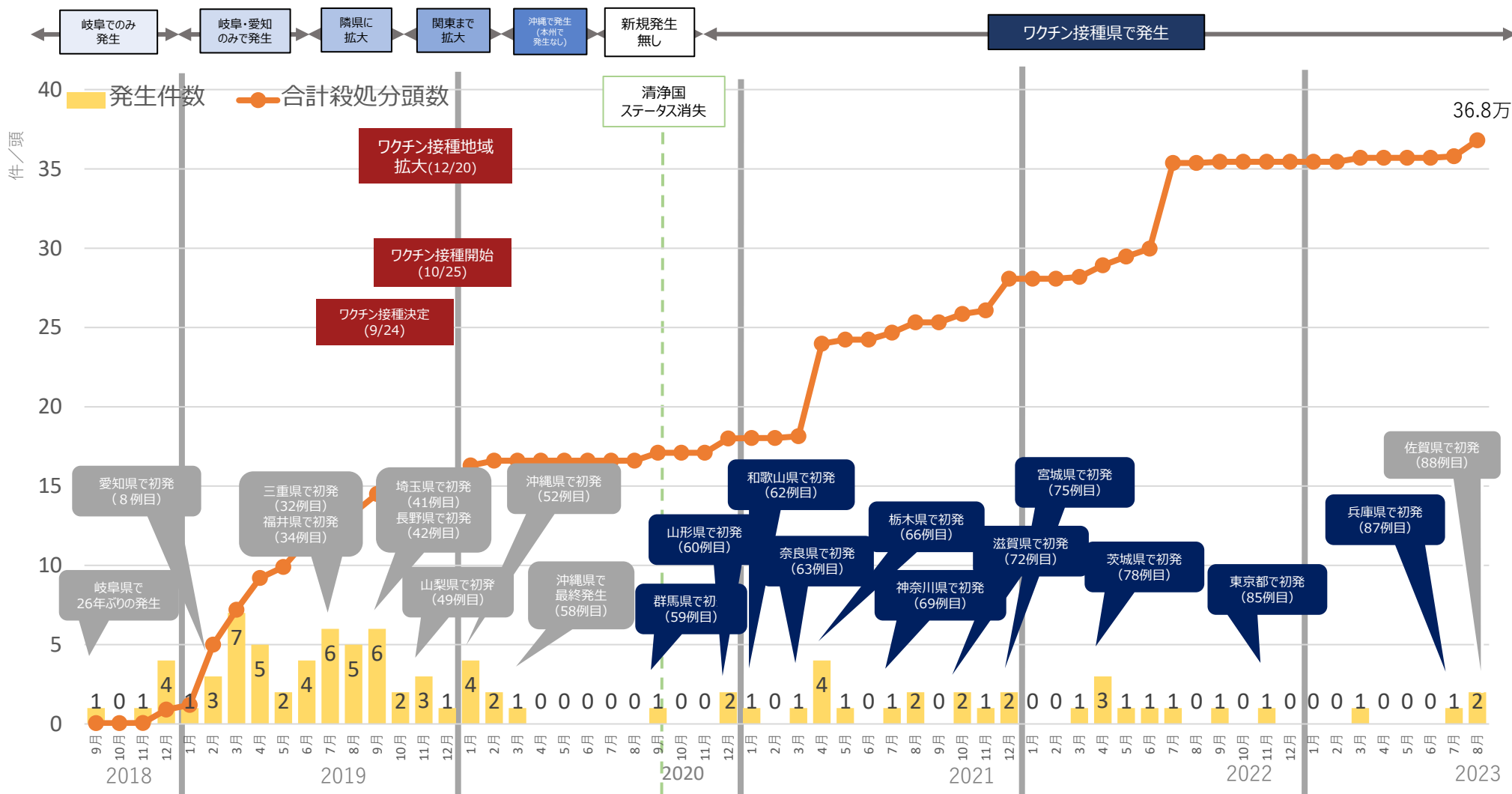
3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等を設け**、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の**農場ごとに作業者を分ける（※）**とともに、車両や作業者の**出入口を設け**、それぞれ**消毒等を実施**。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家さん飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には**、畜舎**排気口へのフィルター設置等、病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県及び佐賀県の20都県で計89事例発生し、これまでに約36.8万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県においても発生。



豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、**防疫指針に基づき**、以下を考慮し、**牛豚等疾病小委員会**で議論した上で設定。

- ① **野生イノシシにおける豚熱感染状況**
- ② 農場周辺の**環境要因**（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、**まだら打ちを避ける**（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県： **赤色** （ただし、斜線  は、令和4年度以降発生なし。）

【20都県】（飼養頭数 2,721,030頭(全国の30.4%)）

野生イノシシ陽性発生県： **赤色** (佐賀、沖縄を除く) **橙色**

【34都府県】（飼養頭数 3,998,700頭(全国の44.6%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域： **赤色** **橙色** **黄色**

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

※飼養頭数は、R4 畜産統計・確報値を基に計算

